# 第33回 契約·調達管理会議 議事要旨

#### 1 開催日時

令和7年6月11日 (水曜日) 14時30分から15時15分まで

### 2 開催方法

オンライン

#### 3 出席者

# (1)委員(敬称略、五十音順、○委員長)

○鵜川 正樹 監査法人ナカチ/公認会計士

板倉 広泰 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営

本部総務部シニアマネージャー

金谷 晃臣 東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部事業調整第二課長

清水 俊二郎 東京都スポーツ推進本部事業調整担当部長

滝口 広子 北浜法律事務所・外国法共同事業/弁護士

灘野 邦敏 一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

藤川 太郎 一般財団法人全日本ろうあ連盟

# (2)事務局

東京都スポーツ推進本部

### 4 要旨

#### (1) 開会

## (2)議事(発言者の敬称略)

ア 第25 回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 マラソン競技会場 実施計画策定業 務及び運営業務委託【資料1】

<説明・確認>

- ・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。
- (ア)本契約は、第25回夏季デフリンピック競技大会において、マラソン競技会場の円滑な運営を実現するため、必要な実施計画の策定及び会場運営業務を委託するものである。調達方式は、希望制指名競争入札により行う予定で、契約期間は締結日の翌日から令和8年2月27日までである。

- (イ)業務内容は大きく3つあり、1点目の「実施計画の作成・更新」は、競技会場の 運営・進行を円滑に行うための運営計画や各種マニュアルの作成・更新等を行う。 2点目の「物品・人員等の発注・手配」では、競技会場の運営に必要な物品、人員 等を手配、精査し発注の手配を行う。3点目の「運営・管理業務」では、関係団体 等との連携を密に取りながら、競技及び会場運営を円滑に遂行するものである。
- (ウ) 本契約は、令和7年4月に締結された「マラソンコース基本計画策定業務委託契約」に基づいており、同契約の受託者が作成した基本計画を基に、実施計画の策定及び大会当日の会場運営を委託するものである。

#### <質疑・意見>

- 藤川:耳がきこえない人に対する情報保障について、今回の仕様にどのように入って いるか教えてほしい。
- 担当者:受付において、きこえない人に対応した案内ができるよう検討している。また、 例えば、ランナーの順位等を情報提供できるようなものも併せて検討できるよ うに発注する。
- 難 野:耳がきこえない人に対する情報保障や、災害時等でもきこえない選手や観客にきちんと情報が伝わるよう、配慮をお願いしたい。
- 担当者:仕様書の中で、受託者が消防避難計画を作成するにあたっては、耳がきこえない、またはきこえにくい人が参加したり観戦したりすることを前提に、音声による案内だけでは危険を察知できない懸念、もしくは屋外での競技運営であることを十分に考慮して、誰もが安全に避難できるよう配慮、工夫する旨について記載している。
- 竜 口:まず、参考見積は何者から徴取したのかなど、積算の根拠を具体的に確認したい。次に、先行契約から、契約者が入札の時に、十分な資料の開示が得られているのか、あるいは得られる見込みなのかについて教えてほしい。最後に、実際の運営時に、一定数の人員が当日現場で必要になると思うが、人件費も本委託には含まれているのか。
- 担当者:まず、積算の根拠について、参考見積は4者から徴取し、その4者の見積額の 平均を取るなど金額の妥当性を確認のうえ、予定価格を積算している。次に、 先行契約の業者による成果品の十分な開示をするという件については、中間成 果物ということで、ホームページで一部を公表しているのに加え、より詳細な コース図面を含むものについては、指名通知を行った業者に対しての提供を予 定している。最終成果物についても、適切なタイミングで落札者への提供を予 定している。最後に、当日現場に配置される方の人件費については、運営・管 理業務の項目に含めており、具体的には、当日の設営、搬入、撤去、観客の誘 導又は受付、駐車場の管理等を行う人員を想定している。

滝 口:最終成果物が追って共有されるということについても、仕様書等で明示される という理解でよいか。

担当者: 仕様書上は、基本計画による成果物は共有するという形で記載をしており、最 終成果物についても速やかに共有することとしている。

親 川:先行契約をした業者が有利にならないように配慮する必要があると考えている。 特に人数の積算は重要と思うが、先行契約の最終成果物に記載の人数と今回入 札にあたって作成している仕様書に記載の人数とは連動しているのか。

担当者:先行契約の履行期限が8月29日のため、今回の仕様書の公表のタイミングより も後になるが、今のタイミングで相当程度精緻な計画が進んでいるため、大き な変更はないものと考えている。仮に人数等に大きな変更が万一生じる場合に は、内容に応じて適切に処理をしていきたいと考えている。

鵜川:今回の入札にあたっての仕様書等の中の具体的な人数と今の基本計画の人数は 基本的に一致しており、大きな差はないという理解でよいか。

担当者:そのとおりである。

鵜 川:今の基本計画の情報は開示されるのか。開示のタイミングは8月になるのか。

担当者:最終成果物としての開示は8月のタイミングになると考えている。

鵜川:大まかな概要についての資料、議事録等については、入札を希望した業者には 開示されるという理解でよいか。

担当者:そのとおりである。

鵜 川:先行契約をした業者が有利にならないようにお願いしたい。

担当者:承知した。

# イ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 審判員及び競技スタッフ等への謝金支払い及び法定調書データ作成委託(単価契約)【資料2】

<説明・確認>

- ・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。
- (ア)第25回夏季デフリンピック競技大会では、審判員や競技スタッフ等に対して謝金の支払いが必要となるが、業務の効率化と確実な支払いを目的として、事業者との委託契約を締結するものである。契約期間は、締結日の翌日から令和8年3月27日までである。
- (イ)業務内容としては、謝金支払いに必要な情報の収集、業務委嘱状の作成・送付、 謝金支払いデータの作成、法定調書の作成・提出等である。

<質疑・意見など>

藤川:3点確認したい。1点目が、ろう者に対する情報保障をしっかりお願いしたい ということを仕様に入れていただきたい。特に障害がある人の場合は、交通費 の減免等もあるため、そのあたりの対応もきちんとお願いしたい。2点目は、 参考見積をどのよう事業者から何者徴取したのか教えてほしい。 3 点目は、海外の審判員に対する対応を教えてほしい。

担当者:1点目について、ろう者に対する対応には十分気をつけて発注したいと考えている。2点目について、会計事務所や、給与関係をアウトソーシングで請け負っているような会社等に声かけをし、見積もりは4者から徴取している。3点目について、今回の委託契約では、日本人審判員のみを対象としているものの、海外審判員に対しては、海外送金ができるのか等、銀行とも協議しながら検討していきたいと考えている。

### ウ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の協賛について【資料3】

<説明・確認>

- ・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。
- (ア) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京 2025 デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京 2025 デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし。

#### エ 委員長によるまとめ

・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

### (3) 閉会